商品名等

屋内用クリップ式移動スポットライト

(電気用品名等)

# 1 当該商品等の概要

用途、機能、性能

クリップ式のスポットライトである。容易に本体を移動し、固定することができる。

商業施設に設置することを意図したもので、電気工事士が固定配線に接続する工事を行う。

## 構造、仕様、意匠

電源電線には電源プラグはなく、口出し線仕様になっている。

光源:40W(E26)の白熱電球 定格:100V、50/60Hz

主な使用者、販売先

商業施設用、電気工事事業者又は代理店等

# 2 対象・非対象の解釈

特定電気用品以外の電気用品中、光源及び光源応用機械器具の「電気スタンド」として取り扱う。

#### (理由)

口出し線仕様の電源電線が固定配線に直接接続されるが、クリップ式の灯具部分は容易に移動して使用することができるといえ、「電気スタンド」として取り扱うのが妥当と判断する。

#### (参考)

電安法技術基準省令第2項に基づく基準のJ60598(H14) 1.2.9 では、移動灯器具の定義を「通常の使用状態において、電源に接続したまま、一つの場所から他の場所に移動が可能な照明器具」としている。

## (参考図次頁)

# (参考図)屋内用クリップ式移動スポットライト

